

## 第3 その他地域保健医療対策の推進

### 1 難病対策

#### 【現状】

○ 難病対策については、昭和47年に国が策定した「難病対策要綱」に基づき、「特定疾患治療研究事業」や「小児慢性特定疾患治療研究事業」による医療費の公費負担を実施し、難病の実態把握や治療方法の開発、療養環境の改善などに一定の成果を挙げてきたところですが、平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」（いわゆる難病法）により、医療費助成について公平かつ安定的な制度が確立されるなど総合的な対策が講じられています。

#### (1) 難病の範囲

- 難病のうち、患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達せず、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立しているものを「指定難病」とし医療費助成の対象としており、令和2年4月現在で333疾病が指定されています。
- また、児童等の自立促進を図るための事業の実施、調査及び研究の推進等のため、平成27年1月の「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により「小児慢性特定疾病医療支援」が実施され、令和2年4月現在で819疾病が医療費助成の対象となっています。

#### (2) 指定難病・特定疾患の医療

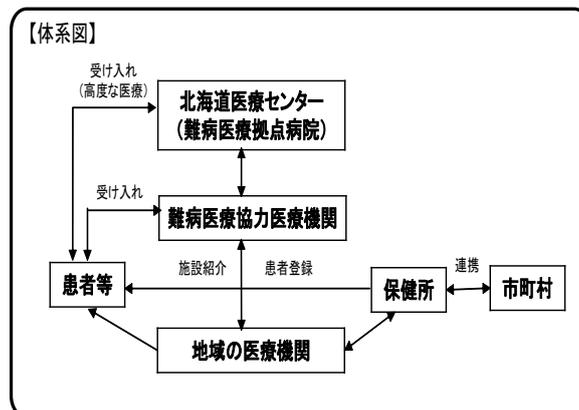
- 指定難病の認定基準を満たしている患者に対し受給者証を交付し公費負担を行っています。
- また、国が定める疾病に、道独自の疾病を追加し「特定疾患治療研究事業」を実施し、公費負担を行っています。（令和2年4月1日現在、国が定める5疾病、道が定める17疾病。）
- 南檜山の受給者数は、令和2年3月末現在、指定難病は215人、特定疾患は国が定める疾病で0人、道が定める疾病で8人の計223人となっています。
- 疾患群別では、パーキンソン病、重症筋無力症などの神経・筋疾患群の割合が多くなっています。

#### (3) 小児慢性特定疾病患者の医療

- 小児慢性特定疾病医療支援を受け、医療費助成の認定基準を満たす18歳未満の患者に対し受給者証を交付し公費負担を行っています。
- 南檜山の受給者数は、令和2年3月末現在で、16人となっています。

#### (4) 難病医療の現状

- 道では入院医療が必要となった神経難病患者に対し、適時に適切な入院施設の確保が図られるよう、地域の医療機関の連携による医療提供体制を整備しています。



**【課題】**

○ 南檜山は専門医が不足しており、圏域外の専門医療機関を受診する難病患者が多いが、高齢化等により通院への負担が大きいことから、かかりつけ医や訪問看護との連携による支援が求められています。

**【施策の方向性と主な施策】**

**(1) 治療研究事業の推進**

○ 指定難病や特定疾患、小児慢性特定疾病の医療費助成制度が円滑に利用されるよう周知を図ります。

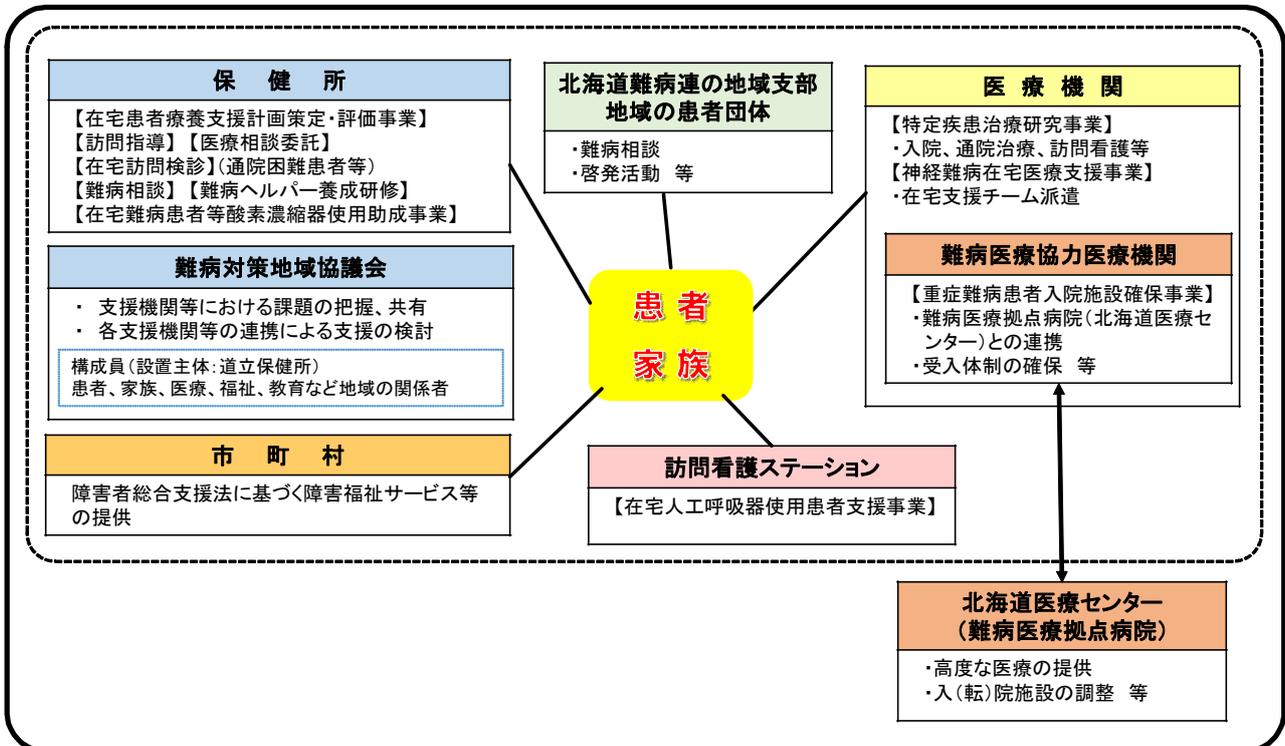
**(2) 在宅療養への支援**

○ 専門医療機関の受診が困難な患者に対し、訪問検診や相談事業等を実施し在宅療養生活を支援します。  
○ 市町村等と連携し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの周知・活用を図ります。

**(3) 地域連携による難病患者等への支援**

○ 難病患者とその家族、市町村や医療、福祉、教育などの関係者で構成する「南檜山保健医療福祉圏域連携推進会議難病対策専門部会（難病対策地域協議会）」において、難病患者等への効果的な支援方法等を検討します。

**難病対策の体系図**



## 2 地域歯科保健医療

### 【現 状】

- 北海道における乳幼児及び学齢期の歯・口腔の健康状態について、むし歯は減少傾向にありますが、全国平均に比べ、上回っている状況が続いています。南檜山については、全道と比較しても高い状況にあります。
- 成人の歯・口腔の健康状態について、「8020（ハチマルニイマル）運動」の目標である80歳で20本以上の歯がある人の割合は34.2%と全国平均の51.2%を大きく下回っている状況にあります。 \*1

### 【課 題】

- 北海道における歯・口腔の健康状態は全国平均には及んでおらず、また、道内の地域格差の是正も求められています。すべての道民が住み慣れた地域において、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを利用できるようにすることが求められています。

### 【施策の方向性と主な施策】

- むし歯予防のため、保育所・学校等におけるフッ化物洗口を推進します。
- 歯周病予防のため、成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保に努めます。
- 低栄養と誤嚥性肺炎の予防のため、高齢者に対する口腔ケア提供体制の整備を推進します。
- 歯科医師会等の関係団体と連携しながら、様々な機会を通じて、「8020運動」等の道民の歯・口腔の健康づくりについて普及啓発を行います。

\* 1 全道値（平成28年）北海道保健福祉部「道民歯科保健実態調査」  
 全国値（平成28年）厚生労働省「歯科疾患実態調査」

## 3 障がい者・高次歯科保健医療

### 【現 状】

- 地域において障がいのある方々のかかりつけ歯科医を育成、指定する「北海道障がい者歯科医療協力医制度」に基づき、令和2年4月1日現在76市町村に262人が指定されています。南檜山では1人が指定されています。
- 全身管理を伴う障がい者歯科診療を担う歯科保健センターが第三次医療圏ごとに整備され、道南圏では函館市に設置されています。
- 口腔悪性腫瘍患者や全身疾患等を有する患者への歯科医療など、高度な歯科医療に対応する歯科口腔外科を標ぼうする病院（以下、「病院歯科」という。）は、令和2年10月1日現在で55施設となっています。

### 【課題】

- 南檜山では、函館市の歯科保健センターへの搬送体制の確保が大きな課題となっています。
- 高度な歯科医療を必要とする患者等への適切な歯科医療の確保を図るため、病院歯科などの高次歯科医療機関と歯科診療所との病診連携が求められています。

**【施策の方向と主な施策】**

- 歯科医師会等の関係団体と連携しながら、地域における病診連携や保健医療福祉関係機関の連携を促進し、適切な高次歯科医療を提供できるネットワークの充実に努めます。

**4 今後高齢化に伴い増加する疾病等対策**

**【現状】**

- 平成30年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、南檜山における人口の割合は平成37年度まで増加すると見込まれており、今後も高齢化がますます進行すると推計されています。
- このような中、高齢者が能力に応じ自立した生活を送るためには、自立支援・重度化防止に向けた取組を進めることが重要となっています。
- 南檜山における高齢者の肥満の割合は、65歳～74歳の男性で42.5%、同女性で34.3%と、全道平均（男性34.2%、女性24.3%）と比較し高い状態です。<sup>\*1</sup>
- 後期高齢者の増加に伴い、認知症を有する高齢者の増加が見込まれる中、認知症の口腔内状態（清潔保持、歯周病、歯の数、咀嚼機能等）が不良との研究結果が報告されています。

<sup>\*1</sup> 平成29年市町村国保

**【課題】**

**(1) 介護予防**

- 高齢者特有の疾病等であるロコモティブシンドローム、フレイル、肺炎、大腿骨頸部骨折、誤嚥性肺炎等への対策が重要です。
- 高齢者が、健康でいきいきした生活を送ることができるよう、生きがい・役割を持って生活できる居場所づくりなどの取組を推進する必要があります。
- 介護予防の取組は、地域包括支援センターを中心とした関係機関が連携し、利用者の状態像や意向に応じて提供される必要があるため、介護予防マネジメントの充実や介護予防事業に従事する職員の資質向上などの取組や、地域におけるリハビリテーション支援体制の整備の推進など、地域の実情に応じた支援を行っていく必要があります。

**(2) 高齢者の健康づくり**

- 高齢者のやせや低栄養は、要介護や死亡のリスクとなるため、適正体重の維持や低栄養の回避が重要です。
- 高齢期に見られる骨や関節など運動器の障害により自立度が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態（ロコモティブシンドローム）の予防に向けた知識の普及が必要です。

**(3) 歯科保健医療**

- オーラルフレイル<sup>\*1</sup>は、フレイルの前段階であると考えられることから、早期の段階で口腔機能の向上に取り組むことが重要です。

**【施策の方向性と主な施策】****(1) 介護予防**

- 介護予防の観点からの各種活動の推進及び支援  
市町村の介護予防事業に対して、保健所の「南檜山地域介護予防・地域包括ケア事業支援チーム」により、技術的な助言、支援を行うとともに、保健師、歯科衛生士等の専門職を派遣します。  
介護予防ケアマネジメントや介護予防関連事業の従事者を対象とした研修や、市町村における介護予防事業の効果的な先進事例について情報提供を行うなど、町の介護予防事業を支援します。
- 地域におけるリハビリテーション体制の整備  
地域の関係機関等と連携し、機能訓練を必要とする高齢者などに対して適切なリハビリテーションサービスが提供されるよう支援します。

**(2) 高齢者の健康づくり**

- 高齢期の適切な体重管理やロコモティブシンドロームの予防に向け、適切な食事や運動について普及啓発を行います。

**(3) 歯科保健医療**

- 口腔ケアが誤嚥性肺炎の予防に繋がるなど、口腔と全身との関係について広く指摘されていることから、口腔ケアが重要であることの普及啓発を行います。
- オーラルフレイル\*1は、早期の対応により健康な状態に近づくことができることから、高齢者が適切な歯科治療や定期的な歯科健診を受けたり、介護予防の取組に参加するよう普及啓発を行います。

\*1 オーラルフレイル：歯や口腔の健康への関心度が低下し、歯周病やむし歯を放置したり、滑舌の衰え、食べこぼし、わずかなむせ、かめな食品の増加など、ささいな「口の衰え」による食欲低下や食事バランス等の悪化が見られる状態。

**5 薬局の役割****【現状】**

- 南檜山では、令和2年3月末現在、5町のうち2町に薬局がない状況であり、うち1町については、一般用医薬品を取り扱うことができる店舗販売業もない状況です。
- 国においては、平成27年10月「患者のための薬局ビジョン」を策定し、服薬情報の一元管理や継続的把握など、医薬分業\*1の原点に立ち返り、薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編することを目指すとともに、平成28年10月から「健康サポート薬局」\*2の届出制度を開始しています。
- 休日・夜間の処方せん受入体制については、薬局による輪番制や当番医療機関の近隣薬局での対応が行われています。

\*1 医薬分業：医師や歯科医師の診療を受け、薬の種類や量が記載された処方箋をもらい、街の薬局で薬をもらう制度のこと。

\*2 健康サポート薬局：かかりつけ薬局の機能に加えて、健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医を始め適切な専門職種や関係機関を紹介する等、地域住民による主体的な健康の維持・増進を専門に支援する「健康サポート機能」を有する薬局。

**【課題】****(1) かかりつけ薬局・薬剤師の普及について**

- 地域住民が医薬分業について理解し、そのメリットを最大限に生かすために、住民による主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を備えた「健康サポート薬局」等、一人一人が「かかりつけ薬局・薬剤師」を持ち、複数の病院、診療所（医院）、歯科診療所を受診した場合でも、いつも利用する薬局を決めることで、「薬歴の管理」、「服薬指導」など、薬局が服用している薬の内容を管理する「かかりつけ薬局・薬剤師」を普及することが必要です。

**(2) お薬手帳の普及について**

- 医薬品の重複投与や飲み合わせによる副作用を未然に防止するため、薬歴の一元管理となる服薬の状況を記録した、「お薬手帳（電子版含む）」の普及を図ることが必要です。  
医療機関や調剤薬局によってお薬手帳を分けずに1冊にまとめ、医療機関や薬局にかかった時には、毎回、医師や薬剤師等に見せるほか、ドラッグストア等で薬を買った時にも記録するなど、「お薬手帳」の有効活用を普及する必要があります。

**【施策の方向性と主な施策】**

- 地域住民が薬物治療について正しく理解し、適切に服薬等を行うことが重要であることから、薬局において薬学的管理（薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等）を行うとともに、患者への適切な服薬指導などに努めます。
- 在宅患者に対しては、薬局において、医療機関や訪問看護ステーション等と連携し薬学的管理の下、訪問による患者への適切な服薬指導等を行うとともに、在宅療養で必要な医薬品や医療・衛生材料等の供給に努めます。
- 休日・夜間の処方せん受入体制については、地域の実情に合わせ、薬局が相互に連携し、休日・夜間における調剤応需のほか、市販薬を含めた医薬品等の供給体制の充実に努めます。
- 災害時においては、救護所や避難所等において、医薬品や衛生材料などの需給状況の把握や支援医薬品の仕分け・管理などが適切に実施できる体制づくりに努めます。
- 子どもを持つ家族からの相談に対応するため、「健康サポート薬局」等、かかりつけ薬局・薬剤師を普及するとともに、地域の薬局が相互に連携し、休日や平日の診療時間外における調剤応需のほか、市販薬を含めた医薬品や衛生材料等の供給体制の充実に努めます。
- 「お薬手帳」について、医薬品の重複投与や飲み合わせによる副作用を未然に防止するため、医療機関や薬局にかかった時、医療機関では保険証と一緒に、薬局では処方せんと一緒に提出するなど、有効に活用されるよう啓発に努めます。
- 「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、薬局のかかりつけ機能を強化するとともに、道民のセルフメディケーション\*3の推進や健康寿命の延伸等に貢献するため、「健康サポート薬局」を始め、「北海道健康づくり支援薬局」\*4の整備促進に努めます。

\*3 セルフメディケーション：自己治療。軽い病気やけがを医師の治療を受けることなく、市販薬を使って自分で治療すること。

\*4 北海道健康づくり支援薬局：医薬品の適正使用に関する相談や健康情報の提供、訪問薬剤管理による在宅医療のサポート等を実施する局。国の「健康サポート薬局」制度開始前から、道と北海道薬剤師会において認定し「かかりつけ薬局」と「健康サポート薬局」の中間的な位置付けとしている。（平成26年度制度開始）。

## 6 訪問看護ステーションの役割

### 【現状】

- 南檜山における訪問看護ステーションは、令和3年3月末現在、2事業所\*1が運営しています。

### 【課題】

- 患者が在宅生活に移行するに当たっては、病院看護師等の医療機関のスタッフと訪問看護師が入院中から連携し、在宅療養の環境整備を図る必要があります。
- 治療や療養を必要とする患者が、自宅等の生活の場で必要な医療を受けられるよう、関係機関との調整を行い、在宅生活の継続に向けた取組を進める必要があります。

### 【施策の方向性と主な施策】

- 在宅生活への移行に当たり、病院看護師等の医療機関のスタッフと訪問看護師の連携、在宅療養の環境整備に努めます。
- 通院困難な状態にあっても希望する自宅等の生活の場で必要な医療を受けられるよう、地域の特性や生活状況を踏まえた適切なケアの提供を行うとともに、在宅生活の継続に向けた取組を進めます。
- 在宅での療養生活を継続する患者に対して、適切な療養行動を維持できるよう、患者及びその家族を支援し、生活の質（QOL）の向上を目指します。
- 在宅での急変時に適切に対応できるよう、緊急時の連絡体制等について、本人・家族、主治医、救急隊員等との情報共有、連携に努めます。
- 利用者の多くは、高齢者や障がい者等の要配慮者のため、利用者ごとに災害時支援計画を作成し、関係機関との役割分担を決めるなど平時からの対策を進めます。

\*1 保険医療機関の「みなし指定事業所」を除く。

## 7 感染症対策

### 【現状】

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）及び、これに基づいて道が策定した「北海道感染症予防計画」により、市町村、関係機関・団体と連携し、感染症対策を推進しています
- 危険性が極めて高い一類感染症の国内発生はありませんが、新興・再興感染症など法に規定する感染症発生時には、疫学調査や衛生指導等により感染の拡大防止に取り組んでいます。
- 南檜山では、結核を除く二類感染症患者のための第二種感染症指定医療機関として、道立江差病院(4床)が指定されています。

### 【課題】

#### （健康危機管理体制の強化）

治療方法が確立されていない感染症や人へのまん延が懸念されている新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など新興・再興感染症に対応した健康危機管理体制の強化が必要です。

#### （感染症病床の確保）

南檜山圏域での感染症病床は、現在、4床となっておりますが、感染の拡大により、入院を要する患者が増大し、入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合には、一般病床等も含め、一定の感染予防策が講じられた病床を確保することが必要です。

### 【施策の方向性と主な施策】

#### （健康危機管理体制の強化）

「感染症予防計画」や「新型インフルエンザ対策行動計画」等に基づき、市町村、関係機関・団体と連携を図りながら、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症に対し、発生時の迅速な対応を図るための実地訓練や研修会等の実施により専門的知識を有する人材の育成を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症の対策にあたっては、新たな知見や国の動向、専門会議の意見等も踏まえ決定された道の対応方針に基づき、取り組んでいくこととします。

#### （感染症病床の確保）

感染症病床について、感染の拡大により入院を要する患者が増大し、入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合には、感染症指定医療機関に限らず、一般の医療機関においても、一般病床等も含め、一定の感染予防策を講じた上で、必要な病床の確保に努めます。

### 第3 その他地域保健医療対策の推進

【感染症法に基づく感染症の類型・医療体制】

感染症類型		主な対応	医療体制		三次医療圏
一類感染症 (ペスト、エボラ出血熱等)		原則入院	第一種感染症指定医療機関 (知事が指定、1か所)		市立札幌病院 (4床)
二類感染症	結核以外(MERS、鳥 インフルエンザ (H5N1,H7N9)等)	状況に応じて入院	第二種感染症指定医療機関		道立江差病院 (4床) 市立函館病院 (6床) 八雲総合病院 (4床)
	結核	入院	第二種感染症指定医療機関 (結核病床)		国立病院機構函館病院(10床) 市立函館病院 (4床)
		通院	結核指定医療機関		
新型インフルエンザ等感染症		状況に応じて入院	一般医療機関(入院時は第二 種感染症指定医療機関)		
三類感染症 (腸管出血性大腸菌感染症等)		特定職業への就業制限	一般医療機関		
四類感染症 (E型肝炎、エキノコックス症等)		動物の措置を含む消毒等の対物 措置			
五類感染症 (インフルエンザ等)		発生動向の把握・提供			
指定感染症		一～三類感染症に準じた対応	一～三類感染症に準じた対応		

